

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 土地改良区定款変更認可
土地改良区役員の退任および就任
旅行あつ旋業者の登録
家畜人工授精講習会の実施
米飯提供業者の登録
ブルセラ病検査等の実施
使用料の額の減額

告示

鳥取県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、大井手土地改良区の定款変更につ
き、昭和三十一年十一月十日認可した。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

吉崎井手土地改良区

理事 黒田包美 米子市今在家

中本正治 西伯郡大高村大字尾高

中村久寿 米子市二本木

後田春光

進 三千 西伯郡淀江町大字佐陀

松永孟敦

坂本賢頭 日吉津村大字日吉津

長門 範治	米子市赤井手
藤井 万治郎	"
山内 英明	西伯郡日吉津村大字日吉津
山口 利治	"
高山 常太郎	"
監事 富田 勘三郎	米子市蚊屋
横山 金近	"
理事 小林 文藏	倉吉市福守
前田 清藏	"
小林 万吉	"
生原 茂郎	"
石村 兼孝	"
西尾 秀雄	"
池田 榮	"
岩本 愛之介	"
新田 久夫	"
大番 寅藏	岡田

田中 安治	不入岡
後藤 美信	"
田中 重敏	"
田中正信	国府
伊藤 米一	"
監事 山崎 庄藏	福守
武本 彬	"
西村 唯治	岡田
岩井 清治郎	不入岡
就任した役員の氏名および住所	
吉崎井手土地改良区	
理事 黒田 包美	米子市今在家
石脇 銀市	赤井手
長門 範治	"
後藤 専吉	西伯郡大高村大字尾高
関山 米藏	下郷
中村 政雄	米子市二本木
進 三千	西伯郡淀江町大字佐陀

橋本 勝次	日吉津村大字日吉津
山内 義高	"
富山 常太郎	富吉
松本 種男	"
監事 能登路 正推	米子市蚊屋
妹尾 襄	二本木
理事 小林 文藏	倉吉市福守
前田 清藏	"
小林 万吉	"
生原 茂郎	"
石村 兼孝	"
西尾 秀雄	"
池田 榮	"
岩本 愛之介	"
山本 勇	"
大番 寅藏	岡田
西村 源一	"

田中 重敏	不入岡
後藤 美信	"
山脇 幸太郎	"
岩下 義太郎	福吉町
監事 山崎 庄藏	福守
武本 彬	"
西村 唯治	岡田
岩井 清治郎	不入岡
石井土地改良区	
監事 齊木 光昌	米子市石井
後藤 幸栄	"
齊木 幸福	"

鳥取県告示第五百五十二号
 旅行あつ、旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）
 第三条の規定により次のとおり旅行あつ、旋業者登録簿に
 登録した。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠藤

茂

登録番号 登録年月日 名称および商号 営業所の所在地 代表者氏名
 邦人第二号 三一年十一月十四日 沢タクシー観光株式会社 鳥取市吉方七九七ノ五 沢 春蔵

鳥取県告示第五百五十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項第二号に規定する牛、めん羊、山羊の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和三十一年十一月二十日

一 牛の人工授精講習会日程 鳥取県知事 遠藤 茂

日	時	科		目	開催地
		前	午		
十二月十日	自午前八時 至午後六時	関係法規	器具機械	消毒	東伯郡赤碕町鳥取県種畜場
"	"	家畜改良と登録 胎生遺伝概論	精虫生理	"	"
"	"	繁殖生理	繁殖生理 生殖器解剖	"	"
"	"	生殖器解剖 生殖器解剖実習	精液精虫検査法	"	"
"	"	種付の理論	人工授精	"	"

"	十五日	人工授精	人工授精	"	"
"	十六日	人工授精実習	人工授精実習	"	"
"	十七日	人工授精実習 発情鑑定実習	人工授精実習	"	"
"	二十四日	修業試験	修業試験	"	"
二 めん羊、山羊の人工授精講習会日程					
十二月十日	自午前八時 至午後六時	関係法規	器具機械	消毒	東伯郡赤碕町鳥取県種畜場
"	"	家畜改良と登録 胎生遺伝概論	繁殖生理	"	"
"	"	繁殖生理	繁殖生理 生殖器解剖	"	"
"	"	生殖器解剖 生殖器解剖実習	精液精虫検査法	"	"
"	"	種付の理論	精虫生理 発情鑑定実習	"	"
"	"	人工授精	人工授精	"	"
"	"	人工授精	人工授精実習	"	"
"	"	人工授精実習	人工授精実習	"	"
"	"	修業試験	修業試験	"	"

鳥取県告示第五百五十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十一年十一月二十日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七三二一号 第七三二二号

氏名また 小野 雪枝 有限会社 白扇

は名称 米子市道笑町 米子市皆生一、八二二

在 地 一丁目四三 旅館

業務内容 一般食堂

鳥取県告示第五百五十五号

次のように結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ、の検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査、駆除をうけることを命ずる。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛、ただし生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査及び駆除……牛ただし生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 実施の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査
肝てつ、検査……皮内反応検査及び虫卵検査
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

(別表)
結核、ブルセラ病検査

検査月日	検査区域	検査場所
十一月二十六日	日野郡溝口町二部	同上
十一月二十九日	溝口	"
"	大坂	"
" 二十七日	"	"
" 三十日	大坂	"
" 二十八日	金屋谷	"
十二月一日	"	"
十二月十一日	東伯郡関金町	同上
" 十二日	倉吉市	"
" 十三日	"	"
" 十四日	東伯郡関金町	"
"	倉吉市	"

" 十七日 東伯郡由良町 "

鳥取県告示第五百五十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十一年十一月十九日から同年同月二十五日までの間糞便検査料を総て塗抹法五円、集卵法十円とする。

昭和三十一年十一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂